

報告第9号

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況について

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況を、別紙のとおり報告する。

平成29年 1 月24日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況

- ・規約第3条第3号に基づき、事務局において広域連携に係る制度と現況を調査している。
- ・今後、次の章立てによる報告書をもって第7回会議（平成29年5月下旬）で提示することを想定している。

1. 検討趣旨

2. 広域連携制度の概要

- (1) 地方自治法に基づく制度
- (2) その他の連携

3. 新たな広域連携

- (1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成
 - ア. 概要
 - イ. 取組事例
- (2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担
 - ア. 概要
 - イ. 取組事例

4. 小田原市・南足柄市における広域連携の現状

- (1) 県西地域2市8町枠内の連携事業〔小田原市〕
- (2) 県西地域2市8町枠外の連携事業〔小田原市〕
- (3) 県西地域2市8町枠内の連携事業〔南足柄市〕
- (4) 県西地域2市8町枠外の連携事業〔南足柄市〕

5. 県西地域における広域連携の展望

- (1) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携
- (2) 中核市移行により権能強化された中心市としての広域連携
- (3) 周辺自治体との調整

- ・次頁以降は、これまで実施した調査の概要である。

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」について

1. 検討趣旨

行政区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効とされる。今後、一層の厳しさを増す県西地域の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により行財政基盤及び権能が強化され、安定的な行政サービス提供体制を備えた中心市と、自己完結・フルセット型の自治体としての安定的運営が困難な周辺の小規模自治体の間で、相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携のあり方を検討する。

2. 広域連携制度の概要

(1) 地方自治法に基づく制度

地方自治法に規定されている普通地方公共団体相互間の協力等の制度概要及びその活用事例は下表のとおりである。

① 連携協約	
根拠条文	第252条の2
類型	
イメージ	<pre> graph TD A[A市] <--> C[連携協約] B[B市] <--> C C <--> D[C村] </pre>
法人格	なし（別組織を設置しない）
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携を一層進めるため、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化 ・ 普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体との連携を図るため、基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結する
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決を経た協議により連携協約を締結し、その旨及び連携協約を告示する ・ 都道府県の締結したものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
経費の負担	
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協約を締結した普通地方公共団体間に、連携協約に係る争いがあるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となるものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に対し、自治紛争処理員による紛争を処理するための方策の提示を求めることができる。
県西地域における活用事例	なし
他地域における活用事例	消費生活相談、連携中枢都市圏形成

② 協議会	
根拠条文	第252条の2の2～第252条の6の2
類型	①管理執行協議会 ②連絡調整協議会 ③計画作成協議会
イメージ	
法人格	なし
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政界を超えた事務処理の合理化 ・ 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、もしくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、②は議決不要） ・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
経費の負担	・ 構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会固有の財産・公の施設、職員を有さない（事務は派遣職員が処理する） ・ 構成団体の執行機関は消滅しない ・ 管理執行協議会は構成団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と構成団体との間には代理に準ずる効果が認められる
県西地域における活用事例	なし
他地域における活用事例	・ 広域行政計画等、社会教育、農業用水、小学校、中学校 等

③ 機関等の共同設置	
根拠条文	第252条の7～第252条の13
類型	①議会事務局、②執行機関(委員会もしくは委員)、③附属機関、④行政機関、⑤内部組織、⑥委員会事務局、⑦職員、⑧専門委員の共同設置 ※総合出先機関は含まれない
イメージ	<pre> graph BT A["A町 介護認定審査会"] --> C["介護認定審査会"] B["B町 介護認定審査会"] --> C </pre>
法人格	なし
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機構の簡素化による経費節減や事務処理の効率化、あるいは人材確保 ・共同して議会事務局、執行機関としての委員会もしくは委員、執行機関の附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、職員または専門委員を置くため（政令で定める委員会は除外）
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、協議会②は議決不要） ・都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
経費の負担	・構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	・共同設置した機関等は構成団体の共通の機関としての性格を有するため、共同設置した機関等の管理・執行したことの効果は、それぞれの構成団体に帰属する
県西地域における活用事例	・障害者支援区分認定の審査
他地域における活用事例	・介護保険、公平委員会、障害者福祉

④ 事務の委託	
根拠条文	第252条の14～第252条の16
類型	
イメージ	
法人格	なし（別組織を設置しない）
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機構の簡素化による経費節減や事務処理の効率化、あるいは人材確保 ・ 普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長または同種の委員会もしくは委員をして管理し及び執行させるため
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する ・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
経費の負担	・ 委託団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託団体が当該事務を処理することにより、委託団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる ・ 当該事務についての法令上の責任は、受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内において、当該事務を管理執行する権限を失う
県西地域における活用事例	・ 住民票の写し等の交付事務、消防事務
他地域における活用事例	・ 保健所事務、ごみ処理、し尿処理、下水道処理、公平委員会、住民票等の写しの交付、競輪・競馬・競艇 等

⑤ 事務の代替執行	
根拠条文	第252条の16の2～第252条の16の4
類型	
イメージ	<pre> graph TD B[B町 道路管理事務] --> A[A市 道路管理事務] </pre>
法人格	なし（別組織を設置しない）
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模市町村における事務処理の確保 ・他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長もしくは同種の委員会もしくは委員の名において管理し及び執行するため
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する ・都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出
経費の負担	・代替執行を依頼する団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の委託等と異なり、代替執行を依頼する団体のルールを適用し、依頼する団体の責任において、事務を管理・執行する ・事務の代替執行を依頼した団体は当該事務を管理・執行する権限は失わない
県西地域における活用事例	・なし
他地域における活用事例	・県が老朽化した村営簡易水道の更新事業を支援

⑥ 一部事務組合	
根拠条文	第284条～第291条、第292条～第293条の2 ※令第1条の2～第6条、第218条の2（設立、解散時）
類型	①一部事務組合 ②複合的一部事務組合
イメージ	
法人格	あり（特別地方公共団体）
制度の目的等	・普通地方公共団体または特別区の事務の一部を共同処理するため
必要な手続き	・議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る
経費の負担	・構成団体が負担するか、組合財産の収入で支弁するか等を規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・組織：執行機関、議会及び監査委員（広域連合は選挙管理委員会必置） ・議員及び長の選挙の方法：規約で定める（方法に制限はない） ・直接請求は認められないが、実例により監査委員が義務設置とされているため、住民監査請求をすることができる ・構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合、または連合の成立と同時に消滅する ・組合、または連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される ・条例等の制定権を有する ・課税権はない
県西地域における活用事例	足柄上衛生組合（し尿処理、休日急患診療所の設置管理、介護認定審査）、退職手当の支給
他地域における活用事例	・ごみ処理、火葬場、消防・救急、行政情報システム

⑦ 広域連合	
根拠条文	第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13、第292条～第293条の2 ※令第1条の2～第6条、第218条の2（設立、解散時）
類型	
イメージ	
法人格	あり（特別地方公共団体）
制度の目的等	・普通地方公共団体または特別区の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、ならびにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため
必要な手続き	・議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る ・総務大臣の許可には、国の関係行政機関の長との協議が必要
経費の負担	構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・組織：執行機関、議会及び監査委員（広域連合は選挙管理委員会必置） ・議員及び長の選挙の方法：規約で定める（住民による直接選挙または構成団体による間接選挙に限られ、充て職は認められない） ・住民の存在を前提とする ・国・都道府県に権限移譲を要請でき、国・都道府県から権限移譲を受けることができる ・直接請求が認められている（選管必置とされているため） ・構成団体に対する規約変更の要請、広域計画実施のための勧告ができる ・構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合、または連合の成立と同時に消滅する ・組合、または連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される ・条例等の制定権を有する ・課税権はない
県西地域における活用事例	後期高齢者医療広域連合
他地域における活用事例	介護保険、ごみ処理・し尿処理、ドクターヘリの共同運航

(2) その他の連携

法に基づかず、任意で協議会を設置するなどの方式をとった連携の手法もあり、活用事例も多数ある。(4 (1) ~ (4) に小田原市・南足柄市の事例記載)

3. 新たな広域連携

(1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成

ア. 概要

(ア) 経緯

第30次地方制度調査会答申等を踏まえ総務省が制度化した「地方中枢拠点都市構想」(平成26年8月要綱制定)のコンセプトを受け継ぎ、平成26年度の地方創生に関する議論の中で、「地域の広域連携に関する施策の縦割りを排除する」旨の内閣総理大臣指示を踏まえ、国土交通省の「高次地方都市連合」や「都市雇用圏」といった施策との統合がなされ、地方中枢拠点都市構想推進要綱を改正する形で平成27年1月に連携中枢都市圏構想推進要綱が制定された。

(イ) 意義

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。

(ウ) ねらい

- A. 圏域全体の経済成長のけん引
- B. 高次の都市機能の集約・強化
- C. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(エ) 連携中枢都市の要件

- A. 規模が中核市以上
- B. 昼夜間人口比率が概ね1以上
- C. 三大都市圏に所在する市においては、三大都市圏内の指定都市及び特別区(23区)への通勤通学者割合が0.1未満(※)

(オ) 連携中枢都市圏形成の手続き

連携中枢都市宣言→連携協約の締結→都市圏ビジョンの策定

イ. 取組事例等

- ・全国で15の圏域(平成28年5月1日時点)
- ・産学官民連携による圏域経済成長戦略会議を開催し、圏域の経済成長戦略策定並びにフォローアップ
- ・観光、地域ブランド、移住などについて圏域一体となってPR(長野地域連携都市圏)
- ・企業誘致、就業・創業支援などにおける圏域一体での取組(久留米市広域連携都市圏)
- ・医療従事者の確保における圏域一体での取組(瀬戸・高松広域連携中枢都市圏)

- ・高度の都市拠点施設や広域的公共交通網の整備強化（みちのく盛岡広域連携中枢都市圏）
- ・健康管理、環境政策等の各種啓発事業の共同実施（播磨圏域連携中枢都市圏）
- ・国際会議やスポーツ大会等の圏域一体での誘致（石川中央都市圏）
- ・圏域内で生産された食材を学校給食で活用するなどの地産地消推進（熊本連携中枢都市圏）

（※）県西地域の実態は地方圏であり、構想で推進対象とされている「三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域」に当てはまり、連携中枢都市圏の形成のような広域連携が望まれるとも考えられるが、2市合併の場合の通勤通学者割合の値は0.10で、小田原市単独で0.11であるため、現状の規定では要件を満たしていない。

なお、三大都市圏における広域連携に係る支援については、全国施行時特例市市長会や中核市市長会などが要件緩和等を国等に働きかけを行っている。

（2）水平的・相互補完的、双務的な役割分担

ア. 概要

第30次及び第31次地方制度調査会で、三大都市圏においては、各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であるとされ、これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する必要性について言及があり、現在はモデル事業として実施されている。

イ. 取組事例

- ・県茅ヶ崎保健福祉事務所が所管している寒川町域分の地域保健・公衆衛生に係る保健所業務を茅ヶ崎市の保健所政令市移行の際に同市に委託
- ・保健所業務に関連する他の業務と両市町の保健センター業務等を一体化した高齢者向け施策や子育て支援等を含む総合的な保健福祉施策の可能性検討

4. 小田原市・南足柄市における広域連携の現状

広域連携は、県西地域の中心市である小田原市及び南足柄市（以下、「両市」）にとっても課題解決として一定の効果は挙げているものの県内の他地域と異なり人口規模の小さい町が多数集まっているという地域の特性上、単独では実施困難な事務事業が可能となる、スケールメリットによる事務の効率化や高度な行政サービスの提供の可能性などの一般的に期待される効果が中心市の側においては出にくい状況となっている。

次の（1）から（4）は、両市が実施している広域連携について、平成28年4月1日時点の状況を調査した結果の一覧である。

(1) 県西地域2市8町枠内の連携事業〔小田原市〕

No.	①事業名	②主催・運営主体	③事業内容
1	神奈川県西部広域行政協議会運営事業	神奈川県西部広域行政協議会(2市8町)	広域連携事業の推進に係る意思決定 広域的課題への対応を目的とした調査、研究 構成市町の一体化に資する事業の実施 広域的行政課題に係る情報交換及び連絡調整
2	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する検討	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会 (2市協議会設置までは、設置準備会として運営)	人口減少・少子高齢化が進む中において、両市市民に対し安定的な行政サービスを継続的に提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について検討・協議を行う。
3	情報発信事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部(2市8町)	①コミュニティFMのネットワークを活用し、複数局で各市町のイベント情報や都市PRなどを発信する。 ②情報誌へ各市町の観光・イベント情報を掲載する。
4	研修会開催事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部(2市8町)	広報紙のレイアウトや写真撮影のスキルアップのために開催する。
5	公共施設無料チケット	神奈川県西部広域行政協議会(2市8町)	夏休み期間中、小・中学生の利用が無料となる施設利用チケットを、各市町広報紙に掲載する。
6	広報記事の相互掲載	神奈川県西部広域行政協議会(2市8町)	広報記事を相互に掲載する。
7	職員共同研修	神奈川県西部広域行政協議会職員研修部(2市8町)	職員共同研修の実施(H27年度は8講座)
8	県西地域2市8町情報処理政策担当部門情報交換会	2市8町	日々の情報処理業務における諸問題や地域の情報化などについて2市8町で情報交換を行う。
9	地域安心安全ユビキタスポータル	2市1町 (小田原市、南足柄市、湯河原町)	小田原市が構築したGIS(地理情報システム(住宅地図、施設情報、観光情報、防災マップ等))を参加市町で共同利用することで、住民の利便性や費用の低減を図る。
10	公共施設予約システム	2市(小田原市、南足柄市)	システムを相互連携して両市が管理する施設を同じシステム上で予約申請等を可能にすることにより経費の節減及び広域的な住民サービスの向上を図る。
11	小田原地方交通安全総ぐるみ大会	小田原地方交通安全総ぐるみ大会実行委員会 (1市3町)	小田原警察署管内の交通事故防止と交通安全意識啓発のため本事業を実施する。総ぐるみ大会では交通安全功労者の表彰、大会宣言等を行う。
12	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原地方防犯協会 (1市3町)	小田原警察署が管轄する小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の住民や防犯団体等で構成され、小田原警察署の指導のもと、行政や防犯関係団体が連携を図りながら防犯パトロールや防犯意識の啓発に取り組んでいる。
13	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原警察署管内防犯指導員協議会(1市3町)	小田原警察署が管轄する小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の防犯指導員47名で組織され、小田原警察署の指導のもと、地域自治会と連携を図りながら防犯パトロールや防犯意識の啓発に取り組んでいる。
14	小田原市消費生活センターの運営	1市3町	消費生活相談の実施。
15	広域証明発行サービス	2市3町 (小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町)	県西地域の住民の利便性向上を図るため、県西2市8町の連携を図りつつ、住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書の広域証明発行サービスを行う。

16	神奈川県西部 広域行政協議 会防災部会	神奈川県西部広域行 政協議会防災部会 (2 市 8 町)	未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、H23 年度の協 議会において示された「大規模災害を想定した 2 市 8 町の圏 域全体の課題」に対する方策を導き出し、地域住民の安心と 安全に資するための取り組みを検討・調査する (前身の地域 防災検討部会から継続)。
17	城下町おだわ らツアーデーマ ーチ	城下町おだわらツ ーデーマチ実行委員 会 (小田原市、箱根 町、真鶴町、湯河原 町)	30km・20km・10km・6km のコースを設定し、小田原城址公園銅 門広場等を主会場として、2 日間にわたりウォーキング大会を 開催する。
18	ごみ処理広域 化事業	小田原市・足柄下地 区ごみ処理広域化協 議会 (小田原市・箱 根町・真鶴町・湯河 原町)	ごみ処理広域化実施計画の策定
19	小田原市斎場 整備運営事業	小田原市斎場事務広 域化協議会 (小田原 市・南足柄市・大井 町・松田町・山北 町・開成町・箱根 町)	斎場事務広域化の推進
20	環境学習事業	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会 (2 市 8 町)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なグリーンカーテンの普及促進 ・足柄大井ソーラーウェイ及び開成町あじさい公園発電所の 見学 ・水源の森の恵みを感じるツアー (間伐の話、室内で枝打ち 体験、ピザ作り、みかん狩り、キイチロウ (間伐材で作られ たキット) づくり、ビール工場見学) ・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及 研究
21	広域的な環境 課題の研究及 び普及啓発事 業	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会 (2 市 8 町)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なグリーンカーテンの普及促進 ・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及 研究
22	広域的な環境 保全事業等にか かる情報交 換及び広域連 携の研究	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会 (2 市 8 町)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及 研究 ・環境の見地からの先進施設の視察を行う。 ・担当者間での勉強会の開催 ・講演会の開催
23	福祉有償運送 (NPO等 が、要介護者 など移動をす ることが困難 な人を対象 に、通院など を目的に有償 で行う移送サ ービス)	県西地区福祉有償運 送運営市町共同運営 協議会 (2 市 8 町)	運輸支局に申請する前の事前協議 (福祉有償運送の必要性や対価等について協議)
24	歯科二次診療 事業	2 市 8 町	一次歯科診療所での治療が難しい障がい者の歯科診療及び歯 科保健指導
25	障害者就業・ 生活支援セン ター運営費補 助事業	2 市 8 町	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対する補助 事業
26	障害福祉サー ビス等地域拠 点事業所配置 事業	2 市 7 町 (中井町を除く県西 の市町)	障害福祉サービス等地域拠点事業所に対する事業費補助事業

27	障害者相談支援事業	1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）	障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受けるもの（委託事業）
28	障害支援区分認定審査会運営事業	1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）	障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定審査会の運営
29	障害者地域自立支援協議会（差別解消法地域協議会※H28年4月～）	1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）	障害者相談支援事業、障害福祉計画の評価など障害福祉サービス等の施策推進に関する協議の場
30	地域活動支援センター運営費補助事業	1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）	精神障がい者を主な対象とする地域活動支援センターを運営する法人に対する補助事業
31	障害福祉ケースワーカー会議	2市8町	障害者福祉所管課に属する職員間の情報交換等
32	おだわら・あしがら遊山！地物まつり	おだわら・あしがら遊山！地物まつり実行委員会（小田原市・大井町・松田町・開成町）	小田原市、大井町、松田町、開成町が特産品を紹介・販売し、各市町の魅力を発信する。
33	広域連携観光推進事業	西さがみ観光協議会（小田原市、南足柄市、足柄下郡の2市3町）	観光物産展、観光キャンペーン等
34	県西地域鳥獣対策協議会	神奈川県県西地域県政総合センター環境部	県西地域における野性鳥獣の生息、野性鳥獣被害等の把握及び被害対策に関すること
35	間伐材の利活用・地域材のブランド化	おだわら森林・林業・木材産業再生協議会	県西地域における林業・木材産業の活性化を図る。
36	小田原みなとまつり	小田原みなとまつり実行委員会	開催趣旨 小田原漁港を中心に市民及び観光客に広く水産業を紹介するとともに、港を海と人とのふれあいの場として、地域漁業の活性化を図ることを目的として開催する。 このイベントにおいて、海に面していない市町の小学生等に、どのような場所で、どのように魚が漁獲され、魚屋等で販売、そして食卓に並ぶのかまでの過程を理解させるため、「定置網漁の見学とマダイの稚魚を放流する事業」に招待する。（親子一緒可）
37	都市・地域総合交通戦略に係る施策事業	神奈川県西部広域行政協議会都市交通部（2市8町）	県西地域2市8町における広域的な都市交通について検討及び協議等
38	公共交通ネットワーク充実促進事業	酒匂川流域地域公共交通活性化検討会（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	酒匂川流域都市圏を構成する2市5町において、地域公共交通を活性化し、地域公共交通を支えていくための取組みを実施

39	山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線必要性検討事業	酒匂川右岸縦貫道路(仮称)建設検討連絡会(小田原市、南足柄市、山北町、開成町の2市2町)	神奈川県西地域における幹線道路ネットワークのうち、主として酒匂川右岸地域における南北方向の主軸として計画された山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線の建設について検討することを目的とした調査研究等
40	二市八町境界確定等実務勉強会	県西地域2市8町	①境界確定業務等に関する調査及び研究②地積調査に関する調査及び研究③前2項に掲げるものに関する構成市町連携の推進
41	県西地区消防行政協議会	1市2町(小田原市、箱根町、湯河原町)	(1)消防情報の交換に関する事項 (2)消防機械、技術及び火災予防の研究に関する事項 (3)大規模災害、特殊災害事故等による非常事態を想定した合同訓練等に関する事項 (4)消防広域応援体制に関する事項 (5)消防職員相互の体育・知育の向上に関する事項
42	県西地域水道事業連絡会	2市8町水道事業担当課	水道事業に関する情報交換、共同研修等を実施し、事業体間でいつでも円滑な相互協力ができる関係づくりを進める。
43	教育委員の研修等	西湘地区教育委員会連合会(2市8町)	西湘地区の教育行政の推進を図るため、情報交換・講演会・研修視察などを実施する。

(2) 県西地域2市8町村枠外の連携事業〔小田原市〕

No.	①事業名	②主催・運営主体	③事業内容
1	箱根ジオパーク構想の推進	箱根ジオパーク推進協議会(神奈川県、小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町ほか各種団体)	箱根火山及びその周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的、文化的、生態学的資源を維持保全し、その価値を継続して高めていくために、日本ジオパークの認定を受け、箱根火山を土台とした教育に資する活動やジオツーリズムの場としての環境整備を行うことにより、教育・観光の新たな切り口として地域活性化の一助にする。
2	県西地域活性化プロジェクト	県西地域活性化推進協議会(2市8町、神奈川県、商工関係団体、農林水産関係団体、観光関係団体、金融機関、学識者)	県西地域の地域資源を活かし人々の健康に役立つ新しい価値を発信していくプロジェクト
3	地方分権推進事業	全国施行時特例市市長会(施行時特例市37市)	・総会(春・秋) ・総務大臣との懇談会 ・各政党、関係省庁への提言活動
4	S・K・Y広域圏推進事業	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議(圏域38市町村)	・サミットの開催(各年)の開催 ・広域連携部会、防災部会、観光部会での検討 ・ホームページ等の運営
5	小田原市・二宮町広域行政意見交換会	小田原市・二宮町	・首長意見交換会(年1回) ・広域連携所管課打合せ
6	エリトリア国とのSKY圏プロジェクト	エリトリア国とのSKYプロジェクトに係る実行委員会(神奈川県、小田原市、箱根町、大磯町、星槎グループ)	SKYプロジェクトの検討・実施 ※SKYプロジェクトとは、エリトリア国のアスリートや関係者等との交流を通じて地域におけるスポーツ振興、教育文化の向上及び友好関係の構築を行う取組
7	東京オリンピック・パラリンピック神奈川県西部連絡会	発起人(小田原市、箱根町、小田原市体育協会、小田原箱根商工会議所)	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツ振興や活性化等につなげる取組の検討・実施

8	ラグビー準備 会事業	ラグビー準備委員会 (神奈川県、山北町 を除く2市7町、他 民間企業等30団体)	2019年ラグビーワールドカップ日本開催等を契機とした、ス ポーツ振興、都市セールス、地域活性化への方策の検討・推 進
9	軽自動車税申 告書仕分け作 業	相模・湘南車検管内 市軽自動車税協議会	全国軽自動車協会連合会が収受した相模・湘南車検管内市分 の軽自動車税申告書の仕分け
10	不動産の共同 公売	神奈川県地方税収対 策推進協議会	滞納処分により県及び各市町村が各々に差し押さえた不動産 の公売を一つの会場で共同して行うもの
11	不動産の共同 公売	県西地区徴収対策連 絡協議会	滞納処分により県及び2市8町が各々に差し押さえた不動産 の公売を一つの会場で共同して行うもの
12	租税教育の推 進	西湘地区租税教育推 進協議会	小田原税務署管内の各市町教育委員会・税務所管課、県税事 務所・県西教育委員会、税理士等関係団体が、小中高校生向 けに租税教室等を行うもの
13	空中写真の共 同入手	かながわ水土里情報 活用推進協議会	かながわ水土里情報活用推進協議会会員の空中写真共同入手 を経済的かつ円滑に行う。事業はH25以降毎年実施。小田原 市は3年に1回の参加。
14	防災視察研修 会	湘南7市4町防理事 務連絡協議会 (小田原市・南足柄 市・平塚市・茅ヶ崎 市・鎌倉市・藤沢 市・逗子市・二宮 町・寒川町・葉山 町・大磯町)	防災事務に関する研究等を目的として、静岡県地震防災セン ターを訪問し、視察を行う。
15	酒匂川サイク リングロード 移管・管理事 業(想定名称)	神奈川県・小田原 市・南足柄市・開成 町	酒匂川サイクリングロードは、S44年に神奈川県により南足 柄市の大口から本市富士道橋まで整備されており、現在、富 士道橋から河口付近までを目標に県及び本市が延伸工事を進 めてきている。県は全線完了時にはロード全体を関係市町に 移管したい意向を持っている。
16	酒匂川水系保 全協議会	神奈川県・静岡県・ 小田原市・秦野市・ 南足柄市・御殿場 市・中井町・大井 町・松田町・山北 町・開成町・小山 町・酒匂川流域企業 等会員	酒匂川水系に係る水質調査・生物相調査・美化清掃活動等
17	神奈川県火葬 行政連絡協議 会	神奈川県・県内市町 村・県内火葬場運営 の事務組合	H27年度神奈川県広域火葬連絡通信訓練実施計画について ・実施要領の修正について ・H27年度神奈川県広域火葬連絡通信訓練の実施
18	海岸美化対策 県・市町連絡 会議	神奈川県、相模湾沿 岸市町、(公財)かな がわ海岸美化財団	海岸美化の充実・強化策の検討
19	西湘地区公害 行政研究会	小田原市、南足柄 市、秦野市、伊勢原 市	総会、研究会
20	県西地区障害 者文化事業	県西地区障害者文化 事業開催協議会 (2市8町及び県西地 区の障害福祉関係機 関)	障害者が製作した作品の展示、講演会、アトラクションを交 えた地域交流イベントであり、例年、マロニエを会場として 開催している。
21	子育てマップ 制作業務	小田原市・二宮町子 育て支援研究協議会 (小田原市・二宮 町)	子育てマップの制作(10,000部)

22	県西部地域若者サポートステーション	【実施団体】 CLCA (NPO 法人子どもと生活文化協会) (厚生労働省・神奈川県委託事業) 【連携市町村】 県西等の17市町	働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を目指し包括的な支援を行う。 ・キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談 ・各種就労支援プログラム(職場体験など)の実施 ・各種セミナーを通じた啓発・他の若者支援機関への誘導等
23	広域連携観光推進事業	西さがみ地区観光事業推進連絡会 (神奈川県観光協会、小田原市、南足柄市、足柄下郡3町、各市町観光協会)	観光展、キャラバン、観光パンフレット・ポスター作成、スタンプラリー等
24	教育旅行誘致事業	西さがみ教育旅行誘致推進協議会(神奈川県、小田原市、足柄下郡3町、各市町観光協会等)	教育旅行誘致のプロモーション、モニターツアー等
25	広域連携観光推進事業	北条五代観光推進協議会	パンフレット作成、イベント実施等
26	広域連携観光推進事業	日本忍者協議会	キャラバン、ちらし作成、幟旗作成等
27	広域連携観光推進事業	全国梅サミット協議会	サミット開催、パンフレット・ポスター作成等
28	湘南オリーブ振興事業	湘南オリーブ振興協議会	オリーブを地域の新たな特産品とするため、栽培講習会が加工品の研究・PR等を実施する。
29	県西営農支援センター	県西営農支援センター協議会	相談業務を中心としながら、農業者のニーズを把握し、機能拡大を図りながら営農支援の拡大を図る。
30	県西空き家バンク連絡会	宅建協会小田原支部、県西2市8町	県西2市8町の空き家バンクの広域連携について検討
31	タクシー事業適正化・活性化促進事業	小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 (関東運輸局、神奈川県、2市8町、その他事業者等)	地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成及び検討等
32	公共交通ネットワーク充実促進事業	県西湘南地域公共交通検討会 (小田原市、二宮町)	地域公共交通の確保及び利便性の増進に必要な調査、検討及び協議等
33	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 (神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等)	県内全域にわたる鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進させることで、混雑緩和や県民の生活と産業の進展に寄与することを目的に、鉄道輸送力に関する情報収集や国及び鉄道事業者への要望活動等を実施
34	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	御殿場線利活用推進協議会 (小田原市、大井町、松田町、山北町、御殿場市、沼津市、裾野市、三島市、長泉町、小山町)	御殿場線の輸送力増強や利便性向上等に必要となる調査、検討及び協議等のうえ、各鉄道事業者への要望活動を実施

35	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会 (神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等)	リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図るため、各種情報収集及び分析、関係団体との連絡・調整と検討及び調査のうえ、関係各省庁等への要望・陳情活動
36	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会 (小田原市、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町の6市3町)	神奈川県各都市の緊密なる連絡協議により、都市計画行政実務の円滑、かつ、強力な推進を図ることを目的とした、都市計画の情報交換、実務研修、都市計画行政推進のための関係方面への意見等
37	伊豆湘南道路建設促進期成同盟会	沼津市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、湯河原町、真鶴町、小田原市	静岡県東部地域と神奈川県西部地域を結ぶ規格の高い道路の調査、分析及び広報活動など
38	小田原真鶴道路建設促進協議会	小田原市、真鶴町、湯河原町、神奈川県	真鶴道路、西湘バイパス、小田原厚木道路を有機的に連絡する道路の建設促進を図り、地域交通の混雑を緩和し、住民の日常生活及び経済活動の安定と向上を図るための連絡調整
39	関東国道協会神奈川県地区協議会	厚木市、藤沢市、横須賀市、平塚市、海老名市、小田原市、松田町、鎌倉市など	加盟市町村相互の連携のもと、国道等事業の円滑な推進に寄与することや広報活動など
40	道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会	神奈川県、秦野市、伊勢原市、厚木市、小田原市など	県内の道路整備促進期成同盟会等の相互の連帯と協調を図り、県内道路整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大等に向けての積極的な活動など
41	境界確定等実務担当者連絡協議会	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市、南足柄市、小田原市	各市の連絡協議により境界確定等実務の円滑かつ強力な推進を図るため、講習会及び各市相互における実地研修会を実施
42	神奈川県都市土木行政連絡協議会	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、横須賀市、綾瀬市、寒川町、湯河原町、小田原市	①各市町の土木事業の情報交換 ②土木関係の各市町の共通事項の調整 ③土木行政推進のための調査研究 ④土木行政推進のため関係方面への意見、具申、陳情 ⑤その他協議会の目的達成するに必要と認められた事業
43	メディカルコントロール事業	湘南地区メディカルコントロール協議会	救急搬送において、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の病院実習等の再教育体制の充実等を整備し運用していく。
44	小田原地区公益企業等暴力対策協議会	小田原市及び足柄下郡における電話、ガス、電気、水道等の公益企業	小田原市および足柄下郡における電話、ガス、電気、水道等の公益企業に従事する者が行う正当な企業活動を阻止する、暴力団もしくは、暴力常習者の不法行為に対し、自ら連携し、その防止と排除に努力するとともに、必要に応じ警察の指導助言を得て、その業務を円滑に遂行する。
45	神奈川県公営水道事業事務連絡会	神奈川県内の水道事業を営む市町村 (横浜市、川崎市及び横須賀市を除く)	水道事業に関する情報交換、共同研修等を実施し、事業体間でいつでも円滑な相互協力ができる関係づくりを進める。
46	県西地域における水道事業の広域化に関する検討会	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室	県西地域2市8町における各水道事業の現状分析と今後の経営見通しを踏まえ、単独もしくは共同での包括委託の導入の可能性について検討する。

47	選挙に関する啓発、周知 (現在は事業費の一部として県から委託料を受領するのみ)	神奈川県県西地区明るい選挙推進協議会連合会 (2市8町及び平塚市・大磯町・二宮町)	公職選挙法第6条第1項の規定に基づいて行う選挙に関する啓発、周知等の事業(現在は、各市町が行う事業費の一部として県から委託料を受領する組織としてのみの活動)(小田原市は書道作品コンクール実施の一部として委託金を使用)
48	投開票事務の合理化研究	神奈川県市選挙管理委員会連合会	各選挙管理委員会の機能を強化し、その円滑な運営を図り、理想選挙の実現を期することを目的とする。
49	選挙に関する中央地方の連絡調整	全国市区選挙管理委員会連合会(関東支部)	全国の市区選挙管理委員会業務の円滑な運営、選挙執行方法の改善研究、法規改廃の意見交換、関係機関への要望実現を図り、民主政治の確立と地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としている。

(3) 県西地域2市8町村内の連携事業〔南足柄市〕

No.	①事業名	②主催・運営主体	③事業内容
1	神奈川県西部広域行政協議会運営事業	神奈川県西部広域行政協議会	広域連携事業の推進に係る意思決定 広域的課題への対応を目的とした調査、研究 構成市町の一体化に資する事業の実施 広域的行政課題に係る情報交換及び連絡調整
2	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する検討	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会	人口減少・少子高齢化が進む中において、両市市民に対し安定的な行政サービスを継続的に提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について検討・協議を行う。
3	消費生活センターの運営	南足柄市 (1市5町)	消費生活に係る苦情・問合せ・要望の処理等
4	あしがらローカルブランディング推進事業	1市5町	・足柄上1市5町で構成するローカルブランディング組織への参画 ・プロモーション動画の作成や地域版旅行情報誌、足柄上地区や都心部などでのPRイベントの開催
5	研修会開催事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部会 (2市8町)	広報紙のレイアウトや写真撮影のスキルアップのために開催する。
6	公共施設無料チケット	神奈川県西部広域行政協議会 (2市8町)	夏休み期間中、小・中学生の利用が無料となる施設利用チケットを、各市町広報紙に掲載する。
7	広報記事の相互掲載	神奈川県西部広域行政協議会 (2市8町)	広報記事を相互に掲載する。
8	職員共同研修	神奈川県西部広域行政協議会職員研修部会	職員共同研修の実施
9	地域安心安全ユビキタスポータル	小田原市	GISの共同利用
10	公共施設予約システム	小田原市	公共施設の予約システムの共同利用
11	職員共同研修	県西一市二町合同研修協議会	共同研修の実施(新採用職員研修等)
12	職員共同研修	南足柄市・開成町合同職員研修協議会	共同研修の実施
13	小田原税務署管内税務担当者連絡会	2市8町	①住民税賦課事務全般の問題・課題の検討 ②課税資料収集について税務署との連絡調整 ③確定申告受付に伴う税務署との連絡調整 ④その他連絡会の目的達成のため必要と思われる事項

14	足柄上地区交通安全総ぐるみ推進大会	足柄上地区交通安全総ぐるみ推進大会実行委員	足柄上地区において、交通事故から子どもやお年寄りを守るために、一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むよう、啓発運動を通じて交通事故防止の徹底を図る。昨年は交通安全落語、交通安全教室、交通安全パレード、交通安全キャンペーンを実施。
15	広域証明発行サービス	2市3町 (小田原市・南足柄市・大井町・箱根町・松田町)	県西地域の住民の利便性向上を図るため、県西2市8町の連携を図りつつ、住民票・戸籍証明等、各種証明書の広域証明発行サービスを行う。
16	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	県西地域において地震、津波、洪水など大規模災害が発生した場合の連絡体制、支援物資等の受入れ、提供等に関する広域的な連携について具体的な方策を研究するとともに、様々な災害に対する危機管理及び防災対策の向上を図る。
17	神奈川県西部広域行政協議会防災部会・防災講演会	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	H27年度防災講演会 「過去の災害から学ぶ」 ・H27年9月関東・東北豪雨 常総市での発災から支援まで ・H26.8.20 広島豪雨災害を経験して
18	県西地域広域市町村圏協議会防災分科会(酒匂川流域問題検討分科会ワーキングチーム)酒匂川流域に係る災害情報の連絡等に関する申し合わせ	酒匂川流域市町	当該流域の災害状況等を共有するため、連絡に関して申し合わせる。
19	あしがら未来音楽フェスティバル	あしがら未来音楽フェスティバル実行委員会	プロ・アマチュア合同で参加する音楽フェスティバルの開催
20	県西地域アマチュアミュージシャン連携事業(【小田原市】小田原城ミュージックストリート、【南足柄市】南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル)	小田原市・南足柄市・小田原城ミュージックストリート実行委員会・南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル実行委員会	【南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル】地域で活躍するポピュラーミュージック愛好家によるコンサート。文化会館において音楽文化振興を図り、市の活性化に貢献する。
21	足柄上地区一周駅伝競走大会	足柄上地区一周駅伝競走大会実行委員会(南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	足柄上地区1市5町 7区間 45,000m
22	小田原市斎場整備運営事業	小田原市斎場事務広域化協議会(小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町)	小田原市斎場建設の推進

23	広域ごみ処理施設整備事業	あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議 (南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	広域ゴミ処理施設建設の推進
24	障害者相談支援事業	1市5町 (南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受けるもの(委託事業)
25	地域活動支援センター事業	1市5町 (南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	通所による創作活動等のサービスを提供し、障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障害のある人への理解を促進するもの(委託事業)
26	障害支援区分認定審査会運営事業	1市5町(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定審査会の運営
27	足柄上地区地域自立支援協議会	1市5町 (南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場
28	県西地区福祉有償運送市町共同運営協議会	県西地区福祉有償運送運営協議会 (2市8町)	福祉有償運送の必要性やこれらを行う際の安全及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議する。
29	在宅医療・介護連携推進事業	足柄上地区介護保険主管課連絡協議会 (1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する8つの事業を実施。H27年度事業実施内容の検討を行い、H28年度から一部事業実施予定。
30	あしがらケアマネ連絡会	足柄上地区管内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター(直営・委託有り)	介護支援専門員のスキルアップを図るための研究会等を開催「日常生活支援事業について」等
31	足柄上地区地域包括支援センター連絡会	1市5町の地域包括支援センター(直営・委託有り)	地域包括支援センター3職種(主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士)のスキルアップを図るための情報共有等
32	足柄上地区介護認定審査会	足柄上衛生組合 (1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	1市5町より提出された案件の介護認定審査を行う。
33	運営協力会(介護認定審査会部会)	足柄上衛生組合 (1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	足柄上地区介護認定審査会の運営に関する事項の協議
34	歯科二次診療事業	2市8町	一次歯科診療所での治療が難しい障がい者の歯科診療及び歯科保健指導

35	障害者就業・生活支援センター運営費補助事業	2市8町	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対する補助事業
36	障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	2市7町 (中井町を除く県西の市町)	障害福祉サービス等地域拠点事業所に対する事業費補助事業
37	障害福祉ケースワーカー会議	2市8町	障害者福祉所管課に属する職員間の情報交換等
38	病児保育事業	小田原市、南足柄市	病気によって、集団的な保育を受けることが困難な児童(病児)に対し、適切な処遇が確保される施設(実施施設)において、一時的にその病児の保育を実施
39	病後児保育事業	1市5町 (南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	病気回復期によって、集団的な保育を受けることが困難な児童(病後児)に対し、適切な処遇が確保される施設(実施施設)において、一時的にその病児の保育を実施
40	広域連携観光推進事業	西さがみ観光協議会 (小田原市、南足柄市、足柄下郡の2市3町)	観光物産展、観光キャンペーン等
41	一市三町雛巡り・花巡り観光客回遊促進事業	一市三町雛巡り・花巡り観光客回遊促進事業実行委員会 (南足柄市・開成町・松田町・大井町)	南足柄市・開成町・松田町・大井町で開催するひな祭り・桜花祭り等を連携して怪異しその魅力を高め、観光客に各会場を回遊してもらうためスタンプラリー等も企画。
42	都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進事業	都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・建設促進に関する情報の交換に関すること。 ・建設促進に関する懸案事項の協議に関すること。 ・関係機関に対する陳情、要望等に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。
43	足柄産業集積ビレッジ構想事業	足柄産業集積ビレッジ構想事業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・足柄産業集積ビレッジ構想の推進に関すること。 ・企業誘致に関すること。 ・その他目的達成に関すること。
44	山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線必要性検討事業	(仮称)酒匂川右岸縦貫道路建設検討連絡会	県西部地区の幹線道路ネットワークの内、当該路線の計画の可能性や事業化に向けた検討を行う。
45	県西地域総合都市交通体系マスタープランの推進	県西地域広域市町村圏協議会 【道路分科会】	県西地域総合都市交通体系マスタープランの推進(進捗状況の把握・評価・見直し等)
46	公共交通活性化事業	酒匂川流域地域公共交通活性化検討会 (2市5町)	<ol style="list-style-type: none"> ①公共交通確保対策調査事業 ②公共交通に関する講演会開催 ③公共交通マップ作成・配布 ④交通行動転換動機付け冊子作成・配布
47	神奈川県西部広域消防運営協議会	神奈川県西部広域消防運営協議会(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)	1市5町が小田原市へ委託している消防事務についての確認、協議など

(4) 県西地域2市8町枠外の連携事業〔南足柄市〕

No.	①事業名	②主催・運営主体	③事業内容
1	箱根ジオパーク推進事業	箱根ジオパーク推進協議会	①再認定審査への対応 ②ジオパークの普及・啓発 ③ジオパークを活用した地域活性化
2	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	富士箱根伊豆地域に関連する静岡県、神奈川県、山梨県の市町村	富士箱根伊豆交流圏の市町村が連携して交流を進め、課題の解決に取り組むことにより、人が集まり活気あふれる圏域を形成することを目的に活動
3	オリンピック・パラリンピック活性化事業（エリトリア国交流）	神奈川県、小田原市、大磯町、箱根町、1大学 （本市オブザーバー）	オリンピック・パラリンピックの開催に伴いエリトリア国関係者との交流を通じ、「地域におけるスポーツ振興」、「教育文化の向上」、「友好関係の構築」を実施。
4	オリンピック・パラリンピック活性化事業（ラグビーキャンプ地誘致）	ラグビー準備委員会	城山陸上競技場がラグビー日本代表チームの練習拠点となったことや、2019年ラグビーワールドカップの日本開催を契機として、この圏域におけるスポーツ振興・都市セールスや地域活性化等に繋げるための方策を検討・推進することを目的とする。
5	神奈川県電子自治体共同運営協議会 電子申請・届出システム	神奈川県電子自治体共同運営協議会	電子申請・届出システムの共同利用
6	神奈川県電子自治体共同運営協議会 電子入札サービス	神奈川県電子自治体共同運営協議会	電子入札システムの共同利用
7	神奈川県 WAN 広域イーサネットサービス	神奈川県	LGWAN ネットワークへの接続
8	小田原地区税務協議会賦課部会	小田原税務署 小田原県税事務所 2市8町	主に、確定申告に係る事務についての説明及び打合せ
9	湘南三浦都市体育振興連絡協議会	三浦市・逗子市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市・小田原市・南足柄市	都市体育の施策、事業等についての研究協議、情報交換
10	二市三町矢倉沢往還探訪ウォーキング事業	二市三町矢倉沢往還探訪ウォーキング事業実行委員会 （秦野市・南足柄市・大井町・松田町・開成町）	秦野市善波峠から南足柄市足柄峠までの矢倉沢往還マップとチラシを作成し、往還ウォーキング等を企画し、観光客誘致を図る。
11	西湘地区主任介護支援専門員連絡会	2市8町と二宮町・大磯町の地域包括支援センター （直営・委託有り）	主任介護支援専門員のスキルアップを図るための情報共有等
12	県西地区障害者文化事業	県西地区障害者文化事業開催協議会 （2市8町及び県西地区の障害福祉関係機関）	障害者が製作した作品の展示、講演会、アトラクションを交えた地域交流イベントであり、例年、マロニエを会場として開催している。

13	松田公共職業安定所障害者雇用連絡会議	松田公共職業安定所	障害者の雇用の促進と職業の安定を図るための情報交換等
14	広域二次救急医療	2市8町、(社)小田原医師会、(社)足柄上医師会	\$57年に締結した「広域二次救急医療に関する協定」により、休日及び夜間の診療を2市8町の10病院が輪番制で実施し、2市8町が運営費を負担
15	未病の戦略的エリア「未病いやしの里」構築事業	神奈川県、2市8町	・健康測定器の購入 ・栄養、運動等の講習会の開催
16	広域連携観光事業	あしがら観光協会 (南足柄市・足柄上郡の1市5町、商工会、鉄道事業者、観光関連事業者等)	観光キャンペーン、観光パンフレット作成等
17	広域連携観光推進事業	西さがみ地区観光事業推進連絡会 (神奈川県観光協会、小田原市、南足柄市、足柄下郡3町、各市町観光協会)	観光展、キャラバン、観光パンフレット・ポスター作成等
18	神奈川県農政事務協議会	横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、小田原市、南足柄市、秦野市、相模原市、座間市、大和市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、海老名市	神奈川県下各市における農業諸施策に関する協議並びに事務研究を行なって、その振興に寄与することを目的とする。
19	県西営農支援センター協議会	かながわ西湘農業協同組合、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、開成町、山北町、松田町、真鶴町、湯河原町、小田原市農業委員会、南足柄市農業委員会、神奈川県	農産物価格の長期低迷、就農者の高齢化、後継者や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大、鳥獣被害など農業経営を取り巻く環境は厳しさを増していることから、これらについて広域的に対応していくため県西営農支援センターを設置するとともに、その運営組織として協議会を設置する。
20	鉄道輸送力増強促進事業	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	①輸送力増強、利便性の向上に関する要望活動 ②鉄道地図作成 ③先進事例視察
21	メディカルコントロール事業	湘南地区メディカルコントロール協議会 2市上郡5町、箱根町、湯河原町他県内7市5町	救急搬送において、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の病院実習等の再教育体制の充実等を整備し運用していく。
22	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会	2市8町水道事業担当部署及び県土地水資源対策課	県西地域における官民連携や広域化を効果的に推進する手法等の検討

5. 県西地域における広域連携の展望

- (1) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携
- (2) 中核市移行により権能強化された中心市としての広域連携
- (3) 周辺自治体との調整